

補綴歯科専門医制度小委員会規則

(令和4年 4月 1日制定)

(令和4年 7月 15日改正)

(令和4年 10月 24日改正)

(設置)

第1条 公益社団法人日本補綴歯科学会および特定非営利活動法人日本顎咬合学会(以下、「両会」という。)は連携し、合同の運営のもと、補綴歯科専門医制度小委員会(以下、「本委員会」という。)を設け、専門医制度の実施に必要な事業を行う。

(目的)

第2条 本委員会は、歯科医療の向上に不可欠な両会の会員および補綴歯科医療における質的向上を図るための生涯学習にかかわる業務を行う。

(組織)

第3条 本委員会は、委員長1名、副委員長1名、委員10名以内および幹事1名をもって組織する。

2 委員長は両会の理事長が合議の上、推薦し、両会の理事会に諮って委嘱する。

3 委員および幹事は委員長が推薦し、両会の理事長が両会の理事会に諮って委嘱する。

第4条 委員長は会務を総括する。

2 副委員長は委員長を補佐し、会務を遂行する。

3 委員は、補綴歯科専門医に関する本規則第7条に掲げる事項を審議し、第8条に掲げる業務を担当する。

(委員長、委員の任期)

第5条 委員長、副委員長、委員および幹事の任期は、委嘱後2年とし、両会の定時総会終了の翌日から次々期定時総会終了の日までとする。但し、再任を妨げない。

(会議)

第6条 本委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

2 本委員会には、構成員のほか委員長が必要と認め出席を要請した者が出席することができる。

3 本委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

4 本委員会の議事は、委員長を除く過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

第7条 本委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 補綴歯科専門医試験の運営
- (2) 補綴歯科専門医研修会の企画
- (3) 補綴歯科臨床研鑽会プロソ(以下、「プロソ」という。)の企画
- (4) 非営利活動法人日本顎咬合学会の咬合フォーラムの企画
- (5) 補綴歯科専門医研修カリキュラムに関する事項
- (6) その他補綴歯科専門医制度に関する事項

第8条 本委員会は、次の業務を行う。

- (1) 補綴歯科専門医制度の運営全般
- (2) 補綴歯科専門医試験の実施
- (3) 補綴歯科専門医研修会の開催
- (4) プロソの開催
- (5) 咬合フォーラムの開催
- (6) 補綴歯科専門医研修カリキュラムの整備
- (7) その他の補綴歯科専門医制度に関わる事項

(細則)

第9条 この規則の施行についての細則は、両会の理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、本委員会の発議により、両会の規程を検討する委員会での協議のうち、両会の理事会の承認を得て、一般社団法人日本歯科専門医機構の承認を受けな

なければならない。

附 則

1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。